

# 大規模小売店舗立地法

大阪市

# 大規模小売店舗立地法とは

## 【大規模小売店舗立地法の目的】

大規模小売店舗（以下「大型店」という。）は、日常的に利用される不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺地域の生活環境に影響が出てくる可能性があります。

このため「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）」では、大型店の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定め、大型店とその周辺地域の生活環境との調和を図ることを目的としています。

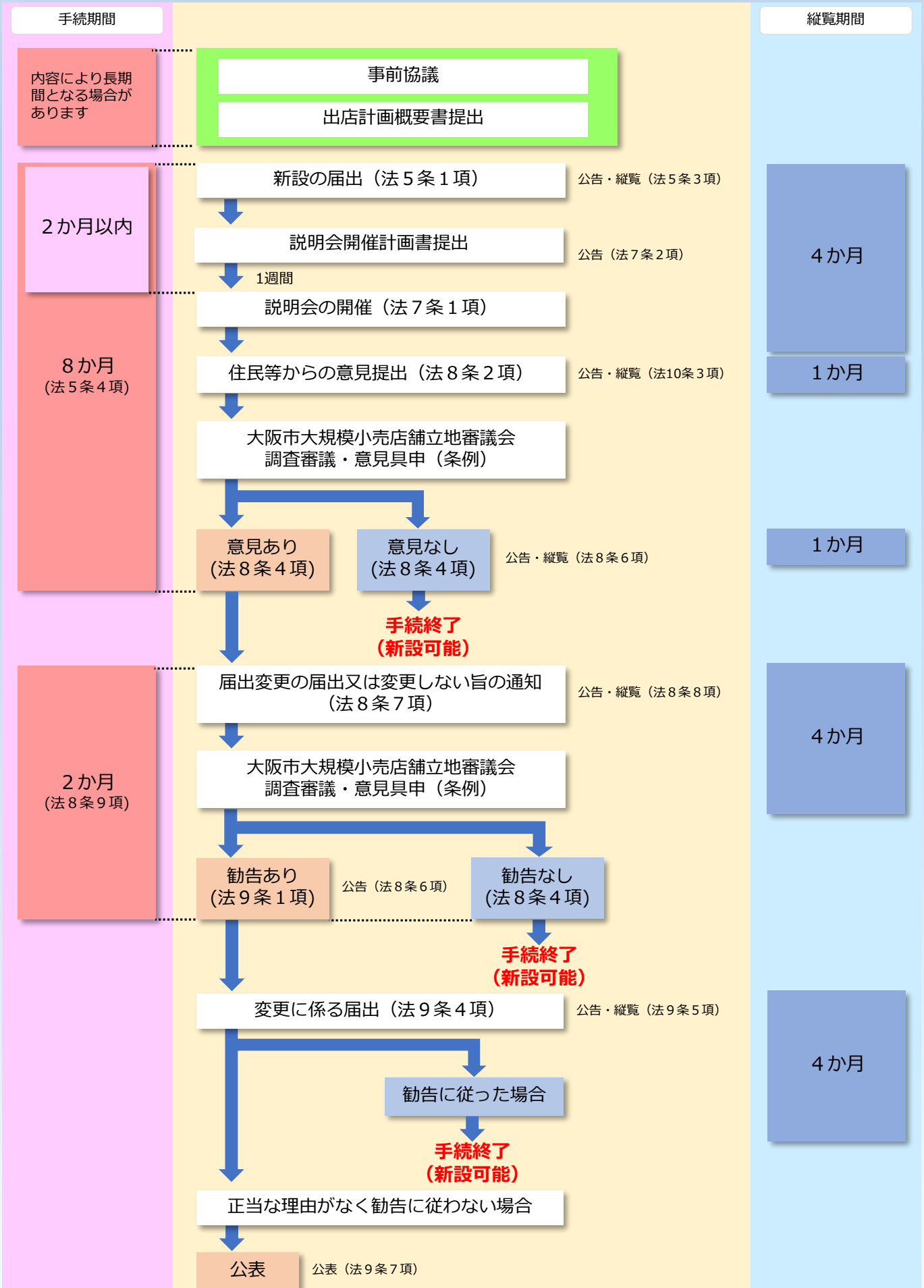
## 大店立地法の概要

- 店舗面積1,000㎡を超えるものが届出対象です。
- 大型店の新設、変更の届出については、届出書記載内容の公告（大阪市公報に掲載）、縦覧を行い、周辺住民等から広く意見を求める機会を設けています。
- 大型店を設置する者が配慮すべき事項は、経済産業大臣が定める指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号）に基づき、「交通」「騒音」「廃棄物」などの周辺地域の生活環境の保持に関する項目です。
- 大型店の設置者に対して、新設等の内容を周辺住民等へお知らせするための説明会の開催を義務付けています。
- 法の運用主体は、都道府県と政令指定都市です。大阪市の窓口は、経済戦略局産業振興部産業振興課です。

## 大店法（旧法）と大店立地法（現行）の比較

	旧大店法	大店立地法 (平成12年6月1日施行)
法律名称	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律	大規模小売店舗立地法
対象	500㎡超の大型店	1,000㎡超の大型店
対象となる項目	開店日、店舗面積、閉店時刻、年間休業日数	駐車・駐輪等交通に関する事項、騒音、廃棄物、まちなみづくり等
意見聴取の対象	消費者又はその団体 小売業者又はその団体 学識経験者	地元住民等（意見書）
運用主体	国：3,000㎡以上 (政令指定都市は6,000㎡以上) 都道府県：3,000㎡未満 (政令指定都市は6,000㎡未満)	都道府県・政令指定都市
手続期間	1年以内	約10ヵ月以内

# 大店立地法に基づく届出手続き（新設）



# 関係所属一覧表

所属			連絡先	関連事項
経済戦略局	産業振興部	産業振興課	6615-3784	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出に係る事前相談、届出書受理</li> <li>・届出書の公告・縦覧</li> <li>・説明会開催に係る助言</li> <li>・住民等意見書の受付</li> <li>・本市の意見・勧告等に関すること</li> <li>・連絡会議及び審議会に関すること</li> <li>・その他関係所属に属さない事項</li> </ul>
大阪都市計画局	拠点開発室	広域拠点開発課	6210-9327	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点開発に関すること (うめきた地区、新大阪駅前地区、大阪城東部地区、夢洲・咲洲地区)</li> </ul>
計画調整局	開発調整部	開発計画課	6208-7824	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点開発に関すること (上記地区を除く)</li> </ul>
		開発誘導課	6208-9287	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の建設計画の事前協議との調整</li> </ul>
	計画部	都市計画課	6208-7872 6208-7887	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の必要台数、出入口の位置等</li> <li>・都市計画との整合</li> <li>・街並みづくりへの配慮</li> </ul>
環境局	環境管理部	環境管理課	6615-7939	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の予測・評価に関すること</li> </ul>
	事業部	事業管理課	6630-3253	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等保管施設の容量、保管場所の位置等</li> </ul>
		一般廃棄物指導課	6630-3266	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量化及びリサイクルの配慮 (「廃棄物の減量推進及び適正処置に関する計画書」に関すること)</li> </ul>
建設局	道路河川部	調整課	6615-6679	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の出入口(歩道の改築含む)に関すること</li> </ul>
	企画部	方面調整課	6615-6811	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場に関すること</li> </ul>
大阪府警察本部	交通部	交通規制課	6943-1234 内線：51841 51842	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の案内・運行通路、表示、交通整理員等に関すること</li> <li>・その他交通の管理に関すること</li> </ul>
区役所 (設置する区)		(区によって異なります)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域現況の把握、自治会の紹介等</li> <li>・届出書の縦覧・住民等意見書の受付</li> </ul>

## 【お問い合わせ先】

大阪市経済戦略局 産業振興部 産業振興課

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル オズ棟南館4階

電話：06-6615-3784 メール：ga0006@city.osaka.lg.jp